

79期
司法修習生のための

法律事務所
ガイドブック2025

法律家4団体共同デスク

79期司法修習生の皆さんへ

私たち法律家4団体（自由法曹団・日本労働弁護団・青年法律家協会弁学合同部会・日本民主法律家協会）は、弁護士になってからも積極的に人権課題に取り組んでいきたいという方、あるいは、人権課題に取り組んでいる法律事務所がどのようなところか知りたいという方のために、1995年の48期向けから、このようなガイドブックを作成しています。全国各地の法律事務所の生の姿を、一人でも多くの修習生に知っていただければ幸いです。

修習生の皆さんのお希望を受けて、採用条件や採用予定などもできるだけ詳しく掲載しています。このガイドブックに掲載された事務所が参加する合同説明会や個別の説明会にもぜひ積極的に参加していただき、皆さんの疑問をどんどんぶつけて下さい。また、説明会に参加できない方も、興味をもった事務所があれば、遠慮なく連絡をして一人でも複数でも、事務所訪問をしてみて下さい。

どのような法律事務所に入所するかによって、皆さんの将来の法律家としてのあり方が大きく左右されることになると思います。いろいろな法律事務所をよく見て、よく話を聞いて、じっくりと法律事務所探しを進められるよう願っています。

2025年10月

「79期司法修習生のための
法律事務所ガイドブック2025」編集委員会一同

目 次

79期司法修習生の皆さんへ	1
目次	2

法律事務所ガイド

北海道

北海道合同法律事務所	4
------------	---

栃木県

とちぎ総合法律事務所	5
------------	---

埼玉県

弁護士法人川越法律事務所	6
--------------	---

埼玉総合法律事務所	7
-----------	---

弁護士法人高砂法律事務所	8
--------------	---

千葉県

藤井・滝沢総合法律事務所	9
--------------	---

東京都

北千住法律事務所	10
----------	----

三多摩法律事務所	11
----------	----

旬報法律事務所	12
---------	----

城北法律事務所	13
---------	----

東京法律事務所	14
---------	----

東京合同法律事務所	15
-----------	----

東京中央法律事務所	16
-----------	----

東京東部法律事務所	17
-----------	----

東京南部法律事務所	18
-----------	----

弁護士法人響	19
--------	----

代々木総合法律事務所	20
------------	----

五反田法律事務所	21
----------	----

日比谷シティ法律事務所	22
-------------	----

東京都・神奈川県

弁護士法人まちだ・さがみ総合法律事務所	23
---------------------	----

神奈川県

川崎北合同法律事務所	24
------------	----

川崎合同法律事務所	25
横浜合同法律事務所	26
横浜法律事務所	27
神奈川総合法律事務所	28
静岡県	
静岡法律事務所	29
愛知県	
名古屋第一法律事務所	30
名古屋E & J 法律事務所	31
石川県	
弁護士法人金沢合同法律事務所	32
京都府	
京都第一法律事務所	33

北海道合同法律事務所

TEL 011-231-1888 FAX 011-231-1785

E-mail: saiyou@hg-law.jp URL: <https://www.hg-law.jp/>

連絡担当者：大和田貴史（73期）



構成

設立 1970年

弁護士 20名 32期～77期
(男性16名、女性4名)

事務局 15名

採用予定人数

1～2名

採用条件

パートナー方式（経費分担制）。但し、1年目の収入は定額支給十個別事件報酬。詳細は面談の上決定。

勤務日、執務時間の設定は原則的に自由（但し、月2回の弁護士会議あり）。



事務所開業時間

月～金 午前9時00分～午後5時30分

所属弁護士の主な事件・活動

労働事件、刑事事件、少年事件、家事事件、DV事件、消費者事件、建築紛争、医療過誤事件など幅広く多様な分野を取り扱っています。

また、LGBT問題、外国人技能実習生問題、子どもシェルター、学校事故・事件弁護団、自衛官の人権弁護団など、新しい課題にも取り組んでいます。

さらに、結婚の自由をすべての人に訴訟（同性婚訴訟）、優生保護法国家賠償訴訟、B型肝炎訴訟、アスベスト訴訟、じん肺訴訟、薬害肝炎訴訟、新人間裁判（生活保護引下げ処分取消請求事件）、泊原発廃炉訴訟、HPVワクチン薬害訴訟、恵庭市「障害者虐待」隠ぺい事件などの社会的な注目を集める集団訴訟にも取り組んでいます。

事務所の特色 ~ぜひ私たちの事務所においてください!

1年目の弁護士には、指導担当弁護士が就き、半年から1年間、多くの事件を共同受任します。キャリア30年を超えるベテラン～中堅の弁護士にも気軽に事件相談ができる安心の環境です。



私は入所以来、特に労働事件に力を入れて取り組んでいます。事務所には各分野のエキスパートがいますので、共同受任を通して多様な事件について研鑽を積むことができます。

本橋優子（73期）

私は道外出身ですが、住環境に優れ、暮らしやすい北海道で楽しく弁護士としての活動に取り組んでいます。弁護士一人一人に個別ブース（ドアがない個室）が与えられており、執務にも集中できる環境です。



大和田貴史（73期）

全国規模の弁護団の団長等に就任している弁護士もあり、様々な場面で道内最大級の事務所としての存在感を感じます。

【事務所訪問・随時歓迎！】

とちぎ総合法律事務所

1 栃木県で地域活動や、労働弁護団や過労死弁護団、その他人権団体の活動を行いたい方を募集します。

2 弁護士紹介 小倉崇徳 63期 早稲田大学・早稲田L.S. (lawyer.sutoku@gmail.com)

3 事務所所在地 〒320-0041 栃木県宇都宮市松原2-8-16

TEL 028-612-6130 FAX 028-666-7255

4 地方の魅力

当事務所の弁護士は労働事件をはじめとして、民事・家事・刑事とバランスよく事件に取り組んでいます。また、都市部ではなかなかできない、多数の刑事事件（裁判員も含む）、破産管財人、成年後見人等の業務も多数行っております。**民事事件の受任数は120件（別途、破産管財人も多数）、刑事事件も毎年10件前後、成年後見14件と多彩な事件を多数扱っていますのでいろいろな事件が経験できます。**

また、当事務所は地域における地域活動や労働運動の核となる事務所を目指しています。都市部にはたくさんの先生方が様々な分野で活動していますが、地方で地域活動や労働運動を行う弁護士はまだ不足しています。「鶴口となるも、牛後となるなれ」ということわざもありますので地方での活動をぜひご覧ください。栃木出身でなくとも大丈夫です。東京まで新幹線で50分程度とアクセスも抜群です。他方、日光や那須などの自然や温泉にも恵まれた地域で、県内どこへでも1時間程度で遊びに行くこともできます。

5 事務所訪問、その他

事務所訪問は可能な限り対応いたしますのでお気軽にご連絡ください。

たばこを吸わない人を希望します。2年間の所得保障制（最低保証780万／年）を予定しています。個人事件も地方は国選が10件～20件くらいはあり、民事の個人事件も含めれば年収900万～1100万円を想定しています。もっとも、採算性の合わない事件やお金にならない活動にも熱心に活動する人を募集しています

【若手大募集】 栃木県労働弁護団ではいまだに小倉が下から3番目の若手です！！

6 事務所の活動内容

(1) 栃木県弁護士会の委員会活動→人権（労働社会保障部会部会長）・消費者・高齢者・犯罪被害者・法律相談センター・広報司法制度（家事事件協議会幹事・倒産法研究会メンバー）

(2) 日本弁護士連合会の委員会活動→若手弁護士サポートセンター（部会長）・男女共同参画推進本部（事務局）
倒産法制等検討委員会

(3) 弁護団活動→日本労働弁護団（常任幹事）・ 栃木県労働弁護団（前事務局長）・過労死弁護団全国連絡会議（幹事）・
栃木県過労死弁護団・ブラック企業被害対策弁護団・全国倒産処理弁護士ネットワーク・ 全国B型肝炎弁護団
先物取引被害全国研究会（幹事）・ 全国証券問題研究会・奨学金問題対策全国会議 ・ 安愚楽牧場被害対策弁護団

(4) 地域活動

うつのみや花火大会実行委員・フードバンクうつのみや・青年会議所活動（土業部会 運営専務）



弁護士法人 川越法律事務所

住 所 〒350-0062 埼玉県川越市元町2丁目4番地11
電 話 049-225-2254
F A X 049-225-2174
事務所HP <http://www.kawagoe-law.com/>
担 当 者 上田 (tsukikoueda@kawagoe-law.com)
構 成 細田 初男 (27期) 島田 浩孝 (39期)
山元 勇気 (58期) 西里 壮史 (60期)
上田 月子 (62期) 樋川 雅一 (67期)
立花 ほの佳 (68期) 駒井 雅之 (35期)
李 章鉉 (72期) 染谷 俊紀 (73期)
種子 幸奈 (75期)

弁護士 11名 (内 女性 3名)

事務局 9名

【事務所の特徴】

当事務所は、1974年に設立された老舗の事務所です。

活動地域は川越市を中心とする埼玉県西部地域であり、さいたま地家裁川越支部の管轄で、対象人口約164万人に対応しています。事務所は、同裁判所から徒歩5分の場所にあり、弁護士業務には大変便がよいところに位置しています。

設立以来、日常業務だけでなく、地域の民主的活動との結びつきを重視し、民主的で社会的弱者の側に立ち、「市民と司法の架け橋」を目指しています。

【日常業務】

事務所で扱う事件は、多種多様です。離婚、相続などの家事事件、借地借家、交通事故、債務整理などの一般民事事件、刑事案件、労働事件、過労死事件など何でもあります。裁判所からの、破産管財人、相続財産清算人や後見人等の選任も多いです。いろいろな事件を処理する中で弁護士としての力量を高めていくことができます。

刑事案件は、国選事件の他にも、当番弁護士や私選の依頼があるので、日常的に数件の刑事事件を抱えることになります。この点は、地方の事務所の特徴でもあり、刑事案件・少年事件をやりたい人には特にお勧めの事務所です。

労働事件については地域の労働組合とも連携し、働く人達の人権救済の方向で活動しています。

【その他】

事務所のメンバーは、それぞれ、弁護士会、自由法曹団、青年法律家協会、埼玉労働弁護団などに参加しています。事務所経営は、弁護士のキャリアに応じた経費分担制ですが、新人弁護士は1年目は給料制です。2年目も給料制を希望することができます。

弁護士として社会のために役に立ちたい、そんな思いを持っている方、是非一度、当事務所を訪問してみて下さい。採用予定人数は1名です。

埼玉県随一の豊富な経験と実績をもつ法律事務所です。

埼玉総合法律事務所

◆所在地 埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目12番1号 東和ビル4階

(浦和駅から徒歩で10分弱、さいたま地方裁判所の近く)

◆TEL:048-862-0355 FAX:048-866-0425

◆構成 弁護士15名(男性12名、女性3名、30期~75期)

◆事務所の特色

当事務所は、埼玉に憲法を守り人権を擁護する拠点となる法律事務所を作りたいという思いから、約50年前に設立された事務所です。

社会に生きるひとりひとりの個人の尊厳が守られるよう、各人が個別事件の解決のほか弁護団活動等を通じて、様々な問題に取り組んでいます。

埼玉の人権活動の中心を担ってきた実績があり、埼玉弁護士会会长・副会長経験者、法テラス埼玉所長経験者、埼玉弁護士会各委員会の委員長経験者、弁護団役職経験者（幹事長・事務局長・事務局次長・事務局）、人権問題に関するメディア出演経験者（テレビ、新聞、ミュージカル、書籍出版、ドキュメンタリー映画等）などがあります。

また、所属弁護士各々に精通した分野（労働問題、貧困問題（生活保護・債務整理）、刑事事件、消費者被害、アスベスト被害、障がい者・高齢者、B型肝炎、外国人など）があり、相互に知識・経験を共有しながら事件に取り組む、風通しのいい事務所であるので、幅広く深い知識と経験を身につけることができます。詳しくは、ホームページ(<http://saitamasogo.jp/>)をごらんください。

◆希望する修習生 積極的に人権問題や社会問題に取り組もうと考えている方

◆採用条件

採用後一年間は、給与制（年 500 万円）で、他の弁護士と事件を共同受任して、経験を積んでいただきます。その後、様子を見ながら、各種事件ごとの分担率に応じた分担制へと移行となります。また、無給となりますが、産休や育休をとることもできます。

◆指導体制

新人弁護士には指導担当弁護士が付き、実際の事件を通じて仕事の仕方を学んでいただきます。また、指導担当弁護士以外の弁護士とも事件を共同受任して仕事をしていただきます。

◆事務所説明会

事務所説明会（リアル・オンライン両方）を開催します。日程は現在調整中ですので、ご関心のある方は下記採用担当までお問合せください。

◆採用担当・問合せ先 鴨田（64期）(kamoda.yuzuru@saitamasogo.com)



弁護士法人 高砂法律事務所

所長弁護士
齋田 求

住 所	〒 330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 2-1-20 日建高砂ビル 4 階 JR宇都宮線・高崎線・湘南新宿ライン・京浜東北線 浦和駅から徒歩 5 分
連絡先	TEL 048-833-6600 FAX 048-823-7001
事務所HP	http://www.takasagolaw.com/

◆事務所の特色

当事務所は、事務所名を所在地の「高砂」から取ったことからもわかるとおり、地域密着型の法律事務所です。個人から企業まで様々な方の依頼を受けております。

「あなたの納得をお手伝いします」を合い言葉に、依頼者にご納得していただけることを大切に、それを目指して努力しています。依頼者のご希望どおりの結果で終えられることばかりではありませんが、どのような結果になりましても、依頼者と綿密に打合をし、意思疎通を図りながら共に進めていくことで、ご納得いただけるよう、努力しております。

◆弁護士構成

当事務所には、期が異なる 6 人の弁護士がいます。

(51 期、58 期、61 期、70 期、71 期、73 期。 男性 5 名、女性 1 名。)

◆取扱事件、弁護団など

民事事件(損害賠償、金銭問題、不動産譲渡・賃貸借、離婚・相続、債務整理等)、刑事事件、労働事件等。 損害賠償(交通事故等)に関する案件が多いです。

◆採用条件

【採用予定人数】若干名 【給与】月額 50 万円、賞与年間 100 万円 【通勤交通費】全額支給 【会費負担】弁護士会費、各団体会費は事務所負担 【保険等】社会保険(厚生年金、雇用保険、労災保険)加入 【勤務日】原則として月～金ですが、個人の判断に任せられています。 【勤務時間】裁量労働制(個人の判断に任せられています。) 【休暇】夏期休暇、年末年始休暇等 【個人事件の受任】相談制

◆新人教育の体制

入所後しばらくは所長と共同で案件を担当し、案件の進め方や起案などを指導いたします。所長以外の弁護士は、同じスペースで執務していますので、わからないことがあったり、判断に迷ったりしたときには、気軽に質問したり、相談し合える環境にあります。また、仕事に必要な書籍や機材は、事務所で購入しています。

◆どんな修習生を希望するか、修習生へのメッセージ

依頼者の話を丁寧に聞いて、意思疎通を図り、対応できる方、自分の仕事に責任をもって取り組むことができる方を希望いたします。

事務所内の案件のみならず、事務所外の弁護団事件に参加していただくことも可能です。

事務所見学は随時受け付けていますので、採用担当までメールでお問い合わせ下さい。

◆採用担当 野呂 norokumiko@takasagolaw.com

藤井・滝沢綜合法律事務所

千葉市内の歴史ある事務所です

事務所概要

弁護士：8名（うち女性3名）

30期代2名、60期代2名、70期代4名、78期も1名入所予定

事務員：5名

営業時間：平日 9:00～12:00、13:00～17:30



取扱分野 / 特色

所内弁護士の全員が、医療事件を扱っています

原発訴訟等の弁護団事件でも活躍する弁護士が所属し、

プロボノと収益の両立を目指しています

その他一般的な民事事件や家事事件、刑事事件、企業法務等

いわゆる「街弁」業務全般を各弁護士が自由に扱っています

事務所は、令和3年12月に引越しをし、オフィスを一新☆★

風通しのよさと和やかな雰囲気が魅力です！



採用条件

若干名（予定）、共同経営者としての採用

登録1年目は、最低保障があります

※売上 - (諸経費 + 30万円) が30万円/月、

600万円/年になるように補填

弁護団事件や委員会等も概ね自由

詳細は、採用担当へ（説明文書を配布します）



FUJII & TAKIZAWA
藤井・滝沢綜合法律事務所

求める人材

人柄を重視しています

明るく、意欲的で様々な分野に対して積極的な方と一緒に仕事がしたいです

〒260-0013

千葉市中央区中央3-5-1 千葉中央トーセイビル9階

⌚ <https://f-t-l-o.com>

* 求人に関するお問い合わせ・応募 *
adachi@f-t-l-o.com (担当:足立)



身近な頼りになる

KITASENJI LAW OFFICE

北千住法律事務所

アクセス

〒120-0034

東京都足立区千住1-24-4 広瀬ビル2階（北千住駅出口より徒歩5分）

TEL 03-3870-0171 / FAX 03-3881-7471

受付時間 月～金 am10:00～pm5:00 <http://www.kitasenju-law.com/>



所員構成

弁護士 9名（男性 7名、女性 2名）／28、33、61、65、68、69、72、73、75期

事務局 5名（+嘱託 1名）

事務所の特色

◇当事務所は 1974 年 4 月の開設以来、50 年近くにわたり足立区・荒川区を中心とした地域に根ざした法律事務所として、業務を行ってきました。所内の雰囲気は自由で風通しがよく、事務所運営には若手の意見も積極的に取り入れています。

◇一般民事、離婚、相続、債務整理、破産（個人・法人・管財）、交通事故、労働事件（労使双方）、不動産・建築訴訟、刑事、行政事件、入管事件、調停委員など、多種多様な事件を取り扱っています。

◇新人の指導体制としては、1 年目は先輩弁護士と 2 名で事件を担当するほか、月に一度の事件検討会を行っています。

◇各弁護士が自分の関心に従い、弁護団事件や弁護士会活動、社会運動、ロビーイングなどに取り組んでいます。

- ・所員が関わる主な弁護団事件等

「いのちのとりで」訴訟、「結婚の自由をすべての人に」訴訟、日の丸君が代訴訟、首都圏アスベスト訴訟、福島原発被害訴訟、安保法制違憲訴訟、東京大空襲訴訟、「桜を見る会」を追及する法律家の会、日本学術会議任命拒否問題情報公開請求など

- ・所員が所属する主な法律家団体等

青年法律家協会、自由法曹団、日本労働弁護団、日本民主法律家協会、改憲問題対策法律家 6 団体連絡会、医療問題弁護団、ブラック企業被害対策弁護団、過労死弁護団、明日の自由を守る若手弁護士の会、ストップいじめ！ナビ弁護士チーム、外国人労働者弁護団、クルド弁護団など

- ・所員が所属する主な委員会

（東京弁護士会の副会長を過去に務めた弁護士もいます）、犯罪被害者支援委員会、性の平等に関する委員会、子どもの権利委員会など

採用について

採用人数：1 名

連絡担当：金思明（75 期）

Email : kim.samyong@mbr.nifty.com

採用条件：◇【待遇】（1 年目）年収 500 万円の給料制で、個人事件も受任可です（一定割合の経費を引いて給料に上乗せ）。直近の弁護士の 1 年目の年収は、個人事件報酬も含めて、約 580 万円でした。（2 年目）上記給料制か経費分担制かを選択できます。

◇【会費負担】1 年目および 2 年目は、弁護士会費（入会費含む）および法律家四団体（自由法曹団・日本労働弁護団・青年法律家協会・日本民主法律家協会）の会費は事務所負担。法律家四団体については、活動費（総会会場への交通費等）も事務所負担。

求める人材：人権問題や社会問題に積極的に取り組む意欲がある方。

当事務所に興味がある方は、お気軽に事務所訪問に来て下さい。ご連絡をお待ちしております！

2025 年 12 月 22 日（月）19 時より、事務所説明会を開催予定です！！

三多摩法律事務所

■ 事務所の特徴

<多摩地域最大規模の事務所>

1967年に創立し、多摩地域に根ざして50年以上、地元の方々とともに歩んできました。今では多摩地域最大規模の事務所となりました。

多種多様な案件に接しています。離婚、相続、交通事故、債務整理等に加え、労働（労働者側）、消費者被害、医療過誤等に携わっています。スケールメリットを生かし、時には弁護団を組んで事件解決に当たります。一般的な事務所に比べて、労働事件が多いことも特徴です。

<社会的な問題や人権課題への精力的な取組み>

首都圏建設アスベスト訴訟、横田基地公害訴訟、HPVワクチン薬害訴訟など、社会的な問題に取り組んでいるほか、過労死、環境、生活保護などの人権課題に精力的に取り組んでいます。

<憲法の基本理念を守りいかす活動>

憲法の基本理念である人権と平和、民主主義を守る活動に積極的に取り組んでおり、多くの弁護士が、自由法曹団等の活動や弁護士会の活動に参加しています。

■ 事務所の雰囲気等

ベテランから若手まで上下の区別なく和気あいあいとした雰囲気です。

2016年に事務所を移転し、立川駅からも立川支部からもアクセスが良くなりました。執務スペースは1フロアとなっており、意思疎通を図りやすい環境です。

弁護士21名（男性13名、女性8名）、修習期は30期代4名、40期代2名、50期代4名、60期代6名、70期代5名。事務局スタッフ12名。

■ 採用予定人数、採用条件等

若干名を予定しています。

5年目までは給与完全保障の仕組みがあります。弁護士会入会費・弁護士会費・法律家団体会費など必要経費は、事務所負担です。新人1名に対し2名の指導担当がつき、1年目から他の弁護士と共同受任するなど体制を整えています。



〒190-0014 立川市緑町4-4 立川北口薬局ビル4階

TEL 042-524-4321 FAX 042-524-4093 ホームページ <http://www.san-tama.com>

連絡先 lawoffice@san-tama.com 担当弁護士小口明菜(64期)/弁護士岡村拓究(73期)

旬報法律事務所

所在地 東京都千代田区有楽町1-6-8 松井ビル6~9階

創立 1954年

所員構成 弁護士31名（女性7名：55期、58期、63期、66期、68期、75期、77期）
22~39期：6名 41~58期：8名 60~69期：9名 70~77期：8名

【採用条件】 採用予定人数 1~2人 採用条件 パートナー弁護士

- 事件対応は原則として共同受任。OJTによる手厚いサポート。個人事件・弁護団活動等も原則として自由。
- 弁護士の収入は事件売上による。
3年目まで収入の最低保障あり（1年目月40万円、2~3年目年480万円）。他の弁護士から共同受任の声掛けがあるので、収入の心配はなし。
- 1年目から事務所運営に参加。
- 弁護士会等の会費は自己負担。法律家団体の活動費は援助あり。
- 月2回のアンケートで受任の状況・希望分野を把握

【当事務所が求める人材】

- 憲法・平和・人権に関わる問題や事件の活動に意欲的に取り組める人
- 所員と協力して、事務所運営に寄与する意欲のある人

【事務所の特色】

- 以下の法律家団体に所属し、労働者や市民の権利を守るために活動に取り組む。
自由法曹団、日本労働弁護団、青年法律家協会、国際法律家協会
- 事務所の取扱事件の約半数は労働事件（労働者側のみ）。労働事件のスペシャリストとして取り組みつつ、離婚や相続等の多様な事件に取り組めます。
- 在籍弁護士は、関心のある人権課題にも個別に取り組む。
- ベテランから中堅、若手まで幅広い年代が在籍。
- 弁護士の産休・育休制度有り（産休制度は女性のみ）。
- 職員室タイプの執務スペースで他の弁護士に気軽に事件等の相談が可能。
- 弁護士間の交流、懇親の機会も多い（任意の集まり）。

【所属弁護士が担当している主な事件や活動】

日本マクドナルド店長残業代事件、阪急トラベルサポート残業代事件、IBMロックアウト解雇事件、電通新入社員過労自殺事件、日本郵政事件（20条裁判）、アリさんマークの引越社事件、ウーバーイーツ弁護団事件、東京都日の丸・君が代訴訟、同性婚訴訟、アスベスト訴訟、B型肝炎訴訟、原発被害賠償訴訟、ハンセン病家族訴訟、ブラック企業被害対策弁護団、過労死弁護団、医療問題弁護団 他

79期向け事務所説明会：開催日時等の詳細は事務所ウェブページに掲載予定。

採用担当：金東煥（74期）

連絡先：kim@junpo.org

HP：<http://junpo.org/>

TEL 03-3580-5311 FAX 03-3592-1207

旬報

所 在 〒171-0021 東京都豊島区西池袋1丁目17番10号 エキニア池袋6階
 (池袋駅西口地下通路C8番出口すぐ)
 電話：03（3988）4866 FAX：03（3986）9018
 HP：<http://www.jyohoku-law.com/> E-mail：maeda@jyohoku-law.com (担当：前田)

構 成

弁護士 (20名) (2025年10月末現在)
 19期、20期、36期、43期、47期、50期、53期、55期、56期、59期、60期、新63期、
 67期、68期、69期、71期、72期、76期、77期 (2名)
男性16名 女性4名 (47期、50期、60期、77期)
 事務局 (9名+アルバイト数名)

[所属弁護士が取り組んでいる主な弁護団事件]

薬害事件 (ヤコブ、C型肝炎、イレッサ、HPVワクチン)、国家賠償訴訟 (首都圏建設アスベスト、B型肝炎、給費制廃止)、福島原発関連事件、行政訴訟 (大山ハッピーロード、赤羽西道路)、国家公務員政治ビラ・政党機関紙配布国公法違反事件、株主被害訴訟 (ライブドア、IHI)、痴漢えん罪事件 (映画「それでもボクはやっていない」モデル事件)、派遣切り訴訟、生存権裁判 (はっさく弁護団)、難民不認定処分取り消し訴訟等 (ビルマ難民弁護団)、クルドヘイト問題対策弁護団、うちら裁判 (特例法3条1項2号要件違憲訴訟)

担 当 前田 将希 (77期)

採用予定 若干名

- 1年目からパートナー弁護士 (2年目までは最低所得補償あり)
- 事件は個別に受任 (入所から約半年は、弁護士業務を覚えるよう共同相談、共同受任)
- 個人の売上に応じて経費 (事務所に納めるお金のこと (テナント代、事務員の給料等)) を負担
- 日弁連登録費及び弁護士会登録費は事務所負担、年会費は自己負担
- 自由法曹団及び青年法律家協会への加入必須

城北法律事務所は1965年に開設され、今年で60周年という伝統ある法律事務所です。豊島区・板橋区・練馬区・北区をはじめとする地域のみなさんからのご相談を多数受けてきました。

所内の特色は、「仕事がしやすい事務所」の一言に尽きます。事件受任については、新人段階から受任の自由が認められています。勤務時間も決まっていません。新人でも自由に意見できる雰囲気です。また、事件の進め方に迷うときも、気軽に相談や議論ができます。個人ブースが割り当てられるので、執務に集中できる環境が揃っています。

事務所全体が扱う分野は、多岐にわたります。前田 (77期の新人) が入所して半年あまりで受任した事件だけでも、破産 (個人・法人)、労働 (残業代・解雇)、刑事、離婚、相続、民事訴訟 (保全含む) 等と幅広く、新人時から膨大な経験を積むことが可能です。

地域の一員となって地元のために活動し、同時に全国的な活動に積極的に取り組みたい方、ぜひ一度事務所の雰囲気を見にきてください！

★事務所説明会を開催します★

2025年12月18日(木) 18時～ @城北法律事務所 (ZOOMあり) 終了後、懇親会を予定しています！！

(「HPVワクチン薬害訴訟」、「性別変更要件違憲訴訟 (うちら裁判)」、「外国人差別と弁護士」の学習会を予定)

⚠️事前申込必須 期限：12月12日(金) (参加方法、懇親会参加の有無につき、上記前田までご連絡ください) ⚠️

👉 城北法律事務所HPのQRコードです!!



人と暮らしをまもるパートナー

東京法律事務所

●事務所紹介

1955年の設立以来、労働組合とともに労働事件に数多く取り組み、片山組事件や東芝柳町工場事件など、多数の労働判例を勝ち取ってきました。近年も、フリーランスに対する安全配慮義務違反を認めたアムール事件や間接差別を初めて認めたAGCグリーンテック事件など労働者の権利向上につながる先駆的裁判例を獲得しています。

●取扱事件・弁護団など

労働事件や一般民事事件のほか、消費者被害、医療過誤、環境、原発、公害、中小企業営業（フランチャイズ、事業承継等）、建設アスベスト弁護団、B型肝炎集団訴訟（弁護団事務局事務所も担当）など、各弁護士が幅広い分野の事件や多様な人権課題に取り組んでいます。

●所属構成等

弁護士34名（男性26名・女性8名） 事務局18名、司法書士1名

新人弁護士に対しては所内新人研修の実施や相談担当弁護士によるフォローがあります。先輩弁護士とともに共同受任し、OJT形式で取り組んでいきます。

●どのような修習生を求めるか

労働者側で労働事件に取り組みたい方。個別事件における権利救済とともに、労働組合支援や9条の会の企画・運営、社会をより良いものにしていくための街頭宣伝やWeb発信（所属弁護士によるブログ記事や動画配信）等、様々な社会的な活動に積極的に取り組んでみたい方。

●採用条件等

2年間は固定給料制（月例給+賞与）、以降は経費分担+歩合（最低保障あり）。弁護士会・各種法律家団体の会費／諸会議等参加費用は全額事務所負担。

●採用担当：川口智也（69期） kawaguchi@tokyolaw.gr.jp

山内志織（74期） sannai@tokyolaw.gr.jp

採用情報の詳細は
下記のQRコードから



〒100-0014

東京都千代田区永田町2-14-2

山王グランドビル3階

14 TEL 03-3355-0611 FAX03-3357-5742

事務所紹介

東京合同法律事務所

<https://www.tokyo-godo.com/>

POINT 1

インターンに お越しください！

インターンを随時受け付けています。実際に仕事をしている様子を見たり、弁護士と話したりして、当事務所の雰囲気を感じていただければと思います。日数・時間帯はお気軽にご相談ください。



POINT 2

希望する人材

- ・社会問題や人権課題に積極的に取り組む意欲がある方。
- ・自ら問題意識を持って行動し、事務局員を含む他の所員と協力して当事務所の運営にあたれる方。
- ・好奇心をもって様々な事件や活動に取り組める方。



POINT 3

待遇

- ・1年目から経費負担がありますが、入所後一定期間は最低保証制度があります。
- ・弁護士会費は事務所負担。
- ・弁護士会の委員会活動、その他各種法律家団体の活動については、活動の内容に応じて事務所として支援。
- ・採用予定数 若干名



東京合同法律事務所

東京都港区赤坂2-2-21永田町法曹ビル

TEL 03-3586-3651 FAX 03-3505-3976

POINT 4

とにかく自由！

それぞれの弁護士が、自らの関心や社会的要請に応じて自由に活動しています。事務所としてもそれを支援する制度もあります。勤務時間、休日の取り方、事件の受任については各人の裁量に任せられています。



POINT 5

多彩な事件

借地借家・交通事故などの一般民事事件、刑事件はもちろん、離婚・相続・後見といった家事事件、債務整理・労働・会社関係など分野を限定することなく幅広い事件をとりあつかっています。

弁護団事件については、同性婚訴訟・給費制廃止違憲訴訟・B型肝炎訴訟・マイナンバー違憲訴訟・HPV訴訟・入管での暴力に関する国賠訴訟・殺人冤罪事件（今市事件）等があります。

POINT 6

多様な弁護士

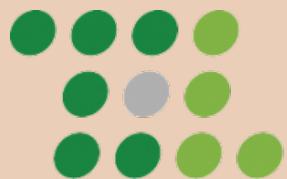
事務所には、19名（21～76期）の各分野のスペシャリストが在籍していますので、様々な分野の知見を広げることができます。

風通しがよく、気軽に相談しやすい環境にありますので、安心して事件に取り組めます。

連絡担当

緒方 蘭（65期）
油原麻帆（73期）

お問い合わせ先
saiyou.tantou.1951.1@tokyo-godo.com



東京中央法律事務所

TOKYO CHUO LAW OFFICES

新人弁護士採用について

採用予定人数：1～2名

まずは事務所訪問にお越しください。ご希望・お問い合わせは下記メールまで。

東京中央法律事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-9-5

新宿御苑さくらビル 3 階

📞 03-3353-1911 (月～金 9 時～18 時)

✉️ tokyo@chuolaw.com (担当：長谷川)

🌐 <https://www.chuolaw.com/>

所属弁護士：

24, 26, 32, 34, 40, 42,

48, 52, 63, 70(2)期

78期 (2026年4月入所予定)

[男性8名、女性4名]

⚖️ 東京中央法律事務所は、12名の弁護士が所属する集団事務所で、1963（昭和38）年に創立されました。民事一般をはじめ、労働、商事、家事、医療過誤、消費者、刑事など、幅広い分野の案件を扱っています。

👤 所員は、それぞれの興味関心に応じて、弁護団事件（横田基地、同性婚、生存権）、外国人事件等の人権課題に取り組むほか、弁護士会会務など、自由かつ積極的に活動しています。

🤝 事件、社会活動に意欲的に取り組む若手を歓迎します。

💡 各種活動への参加に際し、交通費等の補助があります。

💡 法改正等について研修会（不定期）を行うほか、手持ち事件等について相談しあう事件検討会を毎月定例開催するなど、所員相互の交流、研鑽につとめています。

💡 丸ノ内線新宿御苑前駅（出口2番）からすぐ。裁判所へのアクセス至便。新宿御苑近くの良好な環境です。

東京東部 法律事務所

〒130-0022

東京都墨田区江東橋3丁目9番7号
国宝ビル6階

担当者 岩本 拓也(71期)
(iwamoto@tobu-law.com)

TEL 03-3634-5311 FAX 03-3634-5315
<http://www.tobu-law.com/>

構成:弁護士16名 [23期, 28期, 41期, 42期, 46期, 48期, 55期, 57期(2名),
新60期, 新63期, 新64期, 66期, 71期, 73期, 76期] 事務局8名

○採用予定人数

1~2名

○採用条件

入所1年目より経費分担制(入所後一定期間は、最低保証制度あり。)

勤務時間及び休日は弁護士の裁量による。

弁護士会登録費は全額事務所負担。

○事務所開業時間

月~金 午前9時30分~午後6時00分

特 色

墨田・江東・葛飾・江戸川の下町を主な活動エリアとする東京東部地域最大規模の法律事務所であり、取り扱う事件の件数・多様性において同地域随一の法律事務所です。区職員労働組合、教職員組合、借地借家人組合等多くの団体を顧問先に持っています。

一般民事、刑事事件はもちろんのこと、労働事件、行政事件、消費者事件等、事務所にはあらゆる種類の事件が持ち込まれ、非常に多種多様な事件を取り扱います。

地域の設計事務所の建築士等と連携し、“すみよいまちづくり”をめざして最新のテーマで研究会活動を行う等、地域に密着したユニークな活動も行っています。

各弁護士が自分の興味関心に応じ、多様な人権活動を行っているほか、他事務所と連携して弁護団を組み、活動しています(東京大気汚染訴訟、中国人戦争被害訴訟、スーパー堤防事業取消訴訟、福島第一原発被害者弁護団、旧動燃思想差別事件、東京都非常勤講師再任用拒否事件、首都圏建設アスベスト訴訟、HPV薬害訴訟、年金引き下げ違憲訴訟、立石駅前北口再開発に係る住民訴訟 他)。また、弁護士会、自由法曹団、青年法律家協会等の諸活動にも積極的に取り組んでいます。

自主・独立・自由・平等をモットーとするスマートで明るい事務所です。入所後一定期間は先輩弁護士が受任した事件を新人弁護士に配転し、共同受任で事件を処理します。その中で弁護士としての基本的スキルを磨いていただくため、サポート体制は万全です。

事務所はJR錦糸町駅から徒歩2分の至近距離に位置し、霞ヶ関(東京地裁)や新宿も電車で25分圏内にあります。東京スカイツリーのお膝下にあり、都内東部の拠点としてこれから益々発展が期待される地域です。



弁護士、事務局で力をあわせて頑張っています！
是非当事務所の説明会にお越し下さい。
一緒に活動していただけるフットワークの軽い方のご応募をお待ちしております。

東京南部法律事務所

【所在地】 〒144-8570 東京都大田区5-15-8 蒲田月村ビル4階

電話 03-3736-1141 / Fax 03-3734-1584

URL : <http://nanbu-law.gr.jp/>

【担当者】 坪田優・72期 (tsubota@nanbu-law.gr.jp)

永井久楽太・73期 (nagai@nanbu-law.gr.jp) 連絡担当)

【構成】 弁護士18人（男性12人・女性6人），事務局9人

修習期：22,29,30,34,38,40,44,48,53,54,58,64,65,72,73,76,76,77

【採用予定人数】 1名

【勤務条件など】 執務時間、休日は各人の自由です。事件の受任も原則としては自由です。登録後半年は研修期間として、他の弁護士と共同受任となります。保障制度登録後4年間は一定額の給与が保証されます。また、労弁の総会参加等にかかる諸経費も事務所が負担します。各分野（民事、刑事、労働など）についての研修制度や、事務所内での事件検討会など、充実したサポート体制を整えています。

【事務所の特色】

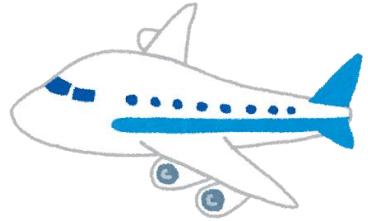
当事務所は、1968年に、地域に密着し、市民に開かれた「地域の法律事務所」を目指して開設されました。東京都大田区は、現在でも4000以上の工場が集まるモノづくりの町です。事務所のある蒲田は、松竹キネマ蒲田撮影所が有名でした。今は羽根つき餃子などで有名です。

地域に密着した事務所ですので、比率としては一般事件が多いのですが、特徴としては、比較的、労働事件・弁護団事件が多いこと、憲法・平和活動を積極的に行なうことが挙げられます。

労働事件に関しては、事務所が羽田空港に近いこともあって、航空関係の事件が多くあります。一般的航空労働者から、パイロット、客室乗務員まで様々な職種の労働事件を扱い、JAL客室乗務員監視ファイル事件、客室乗務員の組合差別事件、JAL整理解雇事件、外国航空会社の解雇事件など、大型案件では弁護団を結成し取り組んできました。最近では、オランダ法を適用したうえで約30名の客室乗務員の無期雇用契約への転換を認める判決（KLMオランダ航空事件）、客室乗務員に休憩を付与しないことが違法であるとして差止めを認める判決（ジェットスター・ジャパン事件）などの判決を得ました。また、金属・交通関係を始め地域の労働組合と協力し、労働事件に積極的に関与しています。

所員弁護士が参加している集団訴訟は、原爆症認定集団訴訟、薬害肝炎、原発被害賠償訴訟、首都圏建設アスベスト訴訟、大規模道路建設認可処分の取消訴訟、UberEats不当労働行為事件など多岐にわたります。弁護団事件・集団訴訟に関する環境は充実しています。その他、医療問題弁護団の事務局事務所として、医療事件に積極的に関わる弁護士も多数所属しています。

当事務所の魅力を限られた紙面で語り尽くすことはできませんが、以上のような事務所の理念・活動に共感していただける方は、是非お気軽にご連絡ください。一緒に楽しく仕事・活動をしましょう！



リーガルサービスで、日本を、世界を、歴史を変えていく

79期
司法
修習生

事務所説明会

参加申し込み受付中

参加をご希望の方は、お名前・大学名・修習地・ご希望の日時を下記メールアドレス宛にメールまたはお電話にてご連絡下さい。

✉ jinji@hibiki-law.or.jp ☎ 03-6684-4289

こちらからも
ご予約
いただけます！



弁護士法人・響に入所する6つのメリット

本来業務に専念できる環境により、スピーディーに専門性を高めることができる

目標や評価が明確だから、的確かつ着実に成長を遂げることができる

少人数チーム制で業務にあたるので、先輩弁護士からのきめ細やかなサポートが充実

若手弁護士中心の構成なので、フラットに議論しあって案件を進めることができる

所内研修や勉強会、顧問弁護士によるカンファレンスでメンバーの成長をアシスト

法人としてのバックアップ体制のもと、社会的活動に取り組むことができる

事務所の特徴

弁護士として安心して成長できる環境がここにある

- インターネット広告を通じて多くの依頼者を救済することで、同時に安定した経営基盤を実現。
- 営業活動などを行う必要がないので、本来業務に専念でき、スピーディーに専門性を高めることができる。
- 所内での目標設定や評価基準が明確なので、なにを努力すればよいかが明確。フィードバックを受けつつ、的確かつ着実に成長を遂げることができる環境。
- 弁護士とパラリーガルによる少人数チーム制なので、きめ細やかなサポートが可能。
- 所内研修や勉強会、顧問弁護士によるカンファレンスなどが充実しており、継続的な学びも可能。
- 若手弁護士中心の構成なので、弁護士同士でフラットに議論するカルチャー。
- 福利厚生の充実やチームのバックアップ体制により、性別を問わず出産・育児などのライフイベントを楽しみながら長期的に働くことができる環境。

募集する人材像

- 最高水準のリーガルサービスをクライアント一人一人に届けようとする強い意志のある人
- 主体性×ポジティブ → 強い成長意欲があり、社会を変える一翼となれる人
- 仲間を大切にすることの出来る人

我々弁護士法人・響は新たに育成支援プログラムや、独立支援制度、のれん分け制度を設け、それぞれの弁護士が目指す法曹像を実現できる環境を整えています。事務局はパラリーガル制度を採用し、弁護士・事務局で共同して案件を進める体制となっています。

あなたも弁護士法人・響が目指す『社会を変えていく力、変えていける法律事務所』の仲間になりませんか？

オフィス一覧

西新宿オフィス
東京都新宿区北新宿2-21-1
新宿フロントタワー14階

札幌オフィス
北海道札幌市中央区北1条西8-2-39
ISM札幌大通5階503

高松オフィス
香川県高松市寿町1-3-2
日進高松ビル7階(旧高松第一生命ビル)

西新宿第2オフィス
東京都新宿区西新宿1-26-2
新宿野村ビル29階

大阪オフィス
大阪府大阪市中央区平野町2-4-9
淀屋橋PREX9階

那覇オフィス
沖縄県那覇市久茂地2-22-10
那覇第一生命ビルディング3階

立川オフィス
東京都立川市曙町2-16-6
テクノビル4階

豊岡オフィス
兵庫県豊岡市寿町8-30
ビルやまとら2階

Check!
毎月1回
更新

所属弁護士が交代で執筆
響の弁護士コラム





創立63年・暮らしと人権を守る 代々木総合法律事務所

1962年創立

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目42番4号

JR線・都営大江戸線代々木駅から徒歩4分

小田急線南新宿駅から徒歩2分

TEL 03-3379-5211 FAX 03-3379-2840

ホームページ <http://yoyogi-law.gr.jp/>



長い歴史と地域の基盤

1962年開設以来、渋谷区・中野区・杉並区という地元地域を基盤に、地元の住民の暮らしと人権を守りながら長い歴史を歩んできました。渋谷区の住民監査請求事件、中野区の保育士の労働事件や、杉並区のアニメーターの労働事件など、地域に根差した事件を多く取り扱ってきました。

地元の税理士、建築士、医療関係者などの専門職や地域のユニオン・区議など多様な人たちと連携を取りながら、なんでも相談会の開催などを行っています。

取り組んできた事件

常に時々の課題に対して労働者、市民の立場で、人権を守るために、国家権力や大企業相手にもひるまずたたかってきました。これまでに事務所の弁護士が取り組んできた事件は、憲法判例で有名な本採用拒否を争った三菱樹脂事件、薬害肝炎事件、表現の自由をめぐる国公法事件、冤罪事件の足利事件、痴漢冤罪事件などがあります。

各弁護士が個性を生かしながら京王バス労働組合の事件、名ばかり管理職事件、「派遣切り」「期間工切り」事件などの非正規労働者の労働事件や、生活保護裁判、「追い出し屋」対策、脱法ハウス問題、悪質貧困ビジネス問題などの貧困問題、ひきこもり支援を謳う悪質施設に対する裁判、HPVワクチン訴訟、鹿児島県・馬毛島（まげしま）での自衛隊基地の建設工事の差し止めを求める裁判、フィリピンでのリゾートへの投資を謳った巨額詐欺事件に対する刑事告訴など様々な事件に取り組んでいます。

市民活動とともに

安保関連法（いわゆる戦争法）や共謀罪反対する取り組みをはじめ、憲法等の市民向け学習会の講師活動など平和・憲法を守る運動や、野党共闘により戦争法の廃止と立憲主義の回復を目指す地域の市民連合の活動にも取り組んでいます。地域の病院や区議さんと一緒に路上での何でも相談会ボランティアにも取り組んでいます。

自由に事件に取組める

事務所の運営は、弁護士・事務局員が対等・平等の立場で、民主的に討議のうえ行っています。

また、事務所の「暮らしと人権を守る」という理念に沿うものであれば、弁護士各自が個性に富んだ活動に自由に取り組めます！事務所の取り組みの詳細は、HPでぜひご確認ください。

実直に人権課題に取り組む方をお待ちしております！

採用予定人数 1~2名

入所後の待遇 給与:1年目は定額給与制。2年目以降は経費分担制(負担軽減措置あり)。

弁護士会登録料と1年目の会費も事務所負担

弁護士会や法律家団体(自由法曹団・労働弁護団・青法協など)の活動には、
積極的・極めて積極的に参加することを勧めています。

構成 弁護士 12名(男性8名／女性4名)

26期、27期、30期、38期、41期、43期、50期、54期、60期、61期、73期、77期

事務局 4名(女性3名／男性1名)+アルバイト

連絡担当 林治(60期)hayashi@yoyogi-law.gr.jp



五反田法律事務所

住所

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1-13-12 いちご五反田ビル 5F

TEL : 03-3447-1361 FAX : 03-3447-1538

ホームページ <https://www.gotandalaw.com/>

メールアドレス info@gotandalaw.com

構成

弁護士 12名（女性3名、男性9名）

19期、40期、41期、44期、46期、55期、57期、60期、61期、64期、72期、76期

事務局 6名（女性3名、男性3名）

事務所の特色

当事務所はJR山手線五反田駅から徒歩1分の好立地にあります。1977年の開設以来、地域の皆様の信頼に支えられてきた伝統ある事務所です。

当事務所の弁護士は、個人の方からの依頼による一般民事事件や顧問会社の案件のほか、医療過誤事件、外国人事件、行政事件、刑事事件、犯罪被害者支援等、様々な案件に積極的に取り組んでいます。新人弁護士にも、事務所の内外を問わず、委員会や弁護団活動で活躍の幅を広げることが期待されます。

事務所内は先輩への質問がしやすい職員室形式で、どの弁護士も相談には快く応じます。ベテラン、中堅、若手の弁護士が揃っており、事件処理や依頼者対応の悩みについて気軽に相談できる体制が整っています。

79期の修習生を迎える2027年は、当事務所の開設からちょうど50周年。節目の年に、ぜひ新しい風を吹き込んでください！

採用人数

1名

希望する修習生

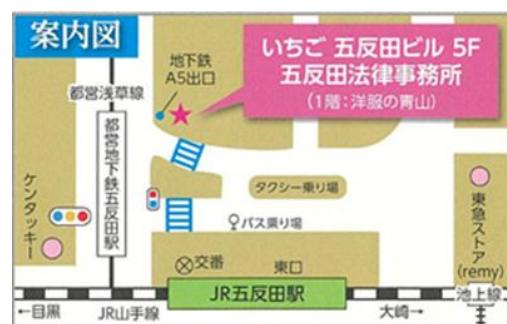
協調性があり、多様な事件を取り扱ってみたいと考えている方。

困難な事件にも立ち向かう気概を持てる方。

これまでの採用条件

パートナー方式（経費分担制）。登録から3年間は最低保障有り（年480万円）。

勤務日、執務時間の設定は原則的に自由（但し、月1回の事務所会議あり）。





日比谷シティ法律事務所

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目6番6号 小谷ビル4階

T E L : 03-3580-5460 F A X : 03-3580-5465

H P : <http://hibiya-law.jp/>

修習生連絡先 : info@hibiya-law.jp (担当 : 井上 (63期))

★ 事務所の特色など ★

当事務所は弁護士9名（30期代1名、40期代1名、50期代2名、60期代3名、70期代1名、弁護士資格研修修了者1名）による、所員の自由と独立を大事にしたアットホームな雰囲気の事務所です。事務所運営は、事務所全員の会議で決定します。

新人弁護士は、仕事や活動を先輩弁護士と共同で、あるいはアドバイスを受けつつ行うことにより、様々な経験が吸収できる環境にあります。

事務所として弁護士会活動を重視しており、日弁連や東京弁護士会などの各種役職や嘱託弁護士（非常勤）を務めたり、委員会への参加などを通じて市民のための司法の実現を目指す諸活動や人権問題等に取り組んでいます。

こうした事務所の基本姿勢に賛同でき、社会問題にも関心を持ちつつ、市民のための弁護士として幅広く活動できる人を求めていきます。また、共同事務所なので、明るく協調性のある人を望んでいます。

★ 業務の特色 ★

基本的には各弁護士が自分の依頼者から事件を受任していますが、事件によっては共同で受任して対応しています。特に、最初のうちは、先輩弁護士と一緒に事件を受任する中で様々な事件の経験を積めるように配慮しています。日常的な業務としてはいわゆる一般民事事件・家事事件を中心に、不動産に関する紛争、倒産事件、労働事件、中小企業の法務などそれが得意とする分野を幅広く扱っています。中小企業や個人の依頼者からの依頼が多く、各種法律相談を通じて受任する事件もあります。

また、憲法と民主主義を擁護する理念に基づき、各人が自分の関心に応じて、刑事案件、少年事件、労働事件、外国人事件や、各種弁護団活動などに取り組んだり、他事務所の弁護士と共同受任して様々な経験をしています。

★ 待遇 ★

経費分担型の全員パートナー制です。経費は、各自が経験年数に応じた固定部分と売上に応じた変動部分を負担します。ただし、登録後3年経過までは売上最低保証があります。

2026年1月～2月の間、希望に応じて1人あたり3日程度の期間で、79期修習予定者のインターンの受け入れを行います。ご希望の方は、上記修習連絡先にメールでご連絡ください。

弁護士法人まちだ・さがみ総合法律事務所

町田事務所：東京都町田市森野1-8-17

電話 042-720-2626

相模原事務所：神奈川県相模原市中央区相模原3-8-26 4F 電話 042-730-5005

採用担当：弁護士 半田虎生

連絡先アドレス：recruit@machisaga-lo.jp

事務所の特色

1991年に町田に、2009年に相模原に相模原事務所を開設。所員がそれぞれの専門分野を持ち活躍しています。また、新しいテーマや研究等に取り組んでいくことへも応援しています。

取扱事件・弁護団など

一般民事、家事事件、刑事事件はもちろん、労働事件、過労死事件、インターネット関連事件、外国人事件など様々な事件に日々奮闘しています。弁護団は、フェリシア高校教組差別事件、原発被害救済、首都圏建設アスベスト、薬害C型肝炎、水俣病、自死遺族ら支援、リニア中央新幹線差し止め訴訟、横須賀石炭訴訟、いのちのとりで裁判、結婚の自由をすべての人に訴訟などに取り組んでいます。事件、弁護団、弁護士会委員会の活動のほかに、市民、労働組合の皆さんと交流しながら相談会の企画や学習会の講師なども積極的に行ってています。

新人教育の体制

指導担当の弁護士を中心に事件活動をしていきます。入所後半年間は共同受任を基本とします。事件の種類が豊富で、定期的に事件検討などの学習会も致します。

採用条件（待遇、会費負担、福利厚生等）

弁護士会の会費は事務所が負担します。そのほかの具体的な待遇等はお問い合わせください。

どのような修習生を求めるか

次の2種類の活動に関心がある方を求めます。

①地域で活動する市民とつながり、地域の市民運動や民主主義の発展を支える活動。②独自の関心領域や専門分野を持ち、積極的に文献調査や勉強会に参加するなど、自分のスキルを高める活動。

事務所からのメッセージ

社会的弱者の側に立ち、様々な人権課題に取り組んできました。その中で私たちが感じたのは、一貫して市井に暮らす人の側に立ち、その声を訴訟や市民運動を通じて社会に伝えることの重要性でした。私たちは、草の根の市民運動を重視し、ボトムアップから社会を変えることを目指す事務所です。

自分が将来専門的に取り組みたい分野は、自分で自由に決めていただいて構いません。弁護団活動も原則自由です。興味を持った分野に思う存分取り組みたい方には先輩弁護士が懇切丁寧にアドバイスします。気軽に自由に議論できる雰囲気を最大限重視しています。

過労自死、SNSでの誹謗中傷などのインターネット事件、気候変動問題など、専門分野を持つ研究熱心な若手弁護士が在籍し、そして、それぞれの分野でオンラインな存在感を発揮しています。

詳しい事務所説明をご希望の方、じっくりと事件活動ができるプレ研修をご希望の方も隨時募集しています。まずは、お気軽に事務所訪問に来てください。

ご希望の方はメールにてご連絡ください。
皆さまとお会いできますことを楽しみにしています。





川崎北合同法律事務所

Kawasaki Kita Godo Law Office

〒214-0014 神奈川県川崎市多摩区登戸 3398 番地 1 大樹生命登戸ビル 5 階 (JR・小田急線登戸駅徒歩 1 分)

TEL : 044-931-5721 FAX : 044-931-5731 HP : <https://kawakitalo.org>



弁護士の構成

男性4名／女性4名

(23期／28期／60期／61期／66期／
67期／71期／77期)

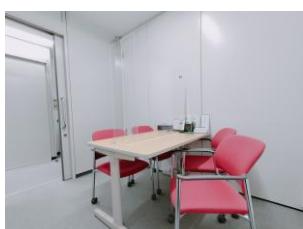
取り扱い事件

- ・労働事件(解雇、残業代未払い等)、民事事件、家事事件(離婚、相続)、刑事・少年事件、債務整理、消費者トラブル、行政事件等
- ・弁護団等(建設アスベスト訴訟、日産自動車解雇事件、薬害肝炎訴訟、原発かながわ訴訟、川崎市音声データ開示請求訴訟、台風19号多摩川水害訴訟、かわさき市民オンブズマン等)

きれいで快適な執務環境



集中しやすい執務室



明るく快適な相談室

第78期修習生 の採用について

採用予定人数 : 1名 (パートナー制・1年目は指導担当が付き、最低収入保障有)
希望する修習生 : 行動力や積極性のある方／向上心をもって自己研鑽に努めることが出来る方／社会的課題に関心のある方／継続して長く当事務所で一緒に活動してくださる方

※下記の説明会にて応募方法等をご案内します。応募順に個別に面接のご連絡をします。

事務所説明会

日程 : ① 2025/7/31 18時～ ② 8/27 18時～ ③ 9/26 18時～ ④ 10/27 18時～
⑤ 11/27 18時～ ⑥ 12/16 18時～ ⑦ 12/20 11時～ ⑧ 2026/1/9 18時～

場所 : 川崎北合同法律事務所

応募方法 : 担当者宛てに、(1)お名前、(2)電話番号、(3)ご希望日程を明記の上、メールにてお申し込みください。

担当者 : 弁護士 林 裕介 (hayashi@kawakitalo.org)

川崎合同法律事務所

79期のみなさん「かわごう」へようこそ！

01 どんな事務所？

57年の歴史・人権課題への取組

1968年、川崎で働く労働者のための事務所として開設し、地域に根ざしつつ、公害問題をはじめとした人権課題に取り組んできました。川崎公害裁判の他、東京大気汚染公害訴訟など、公害訴訟を中心的役割を果たしてきました。建設アスベスト訴訟では建築業務の労働者の為に、福島原発事故以降は、被害を受けた住民・避難者のために、国や大企業の責任を追及する闘いに取り組んできました。2019年の台風19号襲来時に多摩川流域で起きた浸水被害については、地域住民のために川崎市の責任を追及する闘い（多摩川水害訴訟）を取り組んでいます。

労働事件としては、有名な東芝柳町事件、資生堂・日産の派遣切り事件、日本通運川崎支店無期転換ルール逃れ事件など、労働者の権利の実現に力を注いきました。

平和運動、脱原発・再生エネルギー普及活動、教科書問題、女性や子どものための相談活動、川崎で働く労働者のためのNPO法人ワーカーズネットでの取り組みなどに力を入れています。

合同法律事務所開設



02 所員

- 弁護士16名（うち女性弁護士が6名）
- 31期、33期、42期、44期、48期、55期2名、63期2名、64期2名、66期、68期、70期、73期、74期

03 採用条件等

- 最低保障あり（期限なし）+歩合
- 弁護士会費／登録料／交通費等は事務所負担
- 退職金積立制度／互助年金あり

市民と共に歩んで57年
これからを共に歩む仲間を待っています



学習会

事務所説明会

詳細は採用担当弁護士までメールしてください

- ①2025/12/19 「若手弁護士が考える刑事事件と社会課題」
- ②2026/2/20 「若手弁護士が取り組む医療過誤事件」

事務所訪問隨時受付中 044-211-0121

ぜひお気軽にご連絡ください

hasegawa@kawagou.org (採用担当弁護士：長谷川拓也)



横浜合同法律事務所

当事務所は、1969年創立以来、「平和憲法と共に、市民と共に」との標語の下に、人権と平和を守り、社会的弱者の視点に立って、市民・民主団体・労働組合などと連携しながら活動する、横浜市の中にある事務所です。



【事務所紹介】

弁護士16名（男性12名、女性4名）、事務局8名で構成されている神奈川県で最大規模の法律事務所ですが、気さくな所員ばかりでアットホームな雰囲気が自慢です。

各弁護士の業務分野は、一般民事事件、家事事件、労働事件、債務整理、刑事事件、憲法問題、消費者問題、行政問題、環境問題など多岐にわたります。

アスベスト訴訟、基地訴訟、年金裁判、生活保護裁判など様々な弁護団事件にも積極的に取り組んでいます。



【採用条件】

若干名の採用を予定しています。

所員と一緒に社会問題・人権課題に取り組んでいただける方を希望します。末永く事務所の一員として活動できる方の応募をお待ちしています。

【待遇等について】

入所1・2年目は給与制（交通費全額支給。弁護士会費、弁護士賠償保険、弁護士所得補償保険、3団体会費等の諸費用は事務所負担）。

3年目以降は売上に応じた経費制となります。若手には経費負担の優遇措置や最低保証等がありますので安心して働けます。

詳細は面談時にご説明いたします。



◎連絡先

〒231-0021

横浜市中区日本大通17番地

JPR 横浜日本大通ビル8階

横浜合同法律事務所

採用担当 金正徳（74期）

メールアドレス : kim@yokogo.com

電話 : 045-651-2431

FAX : 045-641-1916

事務所HP : <https://www.yokogo.com/>



●事務所紹介

横浜法律事務所は、1963年市民・働く人たちの権利を守るために事務所となることを目指し、3名の弁護士によって設立されました。時代の流れにより、人々を取り巻く情勢は刻々と変化していますが、所属弁護士もその変化に対応し、市民、働く人、消費者、高齢者、外国人、子どもなど、様々な人たちの権利を守り、事件を解決するための取組みを行ってきました。

市民に身近であり、「権力、財力、腕力のない者の味方の事務所」として、市民の権利を守る存在でありたいというのが私たちの理念です。

●事務所構成

弁護士14名（男性9名 女性5名）36期～75期の弁護士で構成されています。

●取扱事件

一般民事・家事・労働・労災・クレサラ・破産管財・消費者・外国人・行政・医療過誤・高齢者及び障害者の権利・成年後見・刑事・少年・その他

●希望する人物

あらゆる分野の事件に触れる機会があり、各種弁護団事件などを通じて他事務所の弁護士と交流する機会も多くあります。何事にも興味・関心を持ち積極的に取り組める元気な人と共に働きたいです。

●採用予定人数及び条件

若干名

当初2年間は給料制（各種法律家団体会費は事務所負担）

3年目以降パートナー就任の場合経費分担

横浜法律事務所

横浜市中区相生町1-15 第二東商ビル7階

Tel 045-662-2226 Fax 045-662-6578

連絡担当弁護士 大崎茉耶（75期）

E-mail : yokoho@violin.ocn.ne.jp



事務所 HP



神奈川総合法律事務所

構成

- ◇弁護士 12名（24期、26期、34期、42期、44期、53期、60期、65期、69期2名、73期、77期）うち女性1名（53期）
- 事務局 6名



採用予定人数・求める人物像

採用予定人数は1～2名。自立心と開拓精神が旺盛な方、創意工夫の好きな方、ねばり強い方、紛争解決のために問題全体を俯瞰し、細部にも目が行き届く方など。

執務体制等

- ◇執務時間、休日は各人の判断に委ねています。
- ◇入所3年間は給料制を保証します（1年目46万円／月・昇給あり）。
- ◇給料制の間、弁護士会費（登録当初は17,450円）、労働弁護団などの各種法律家団体の会費や総会・学習会の参加費用、交通費等の活動費は事務所が負担します。
- ◇週1回の弁護士会議と隔月の事務局を含む全体会議で、事件や事務所運営などにつき討議します。

事務所の開業時間

月～金 9時～19時（土日祝はお休み）※弁護士の執務時間はこれより短くも長くもあります。

事件類型等

- ◇事務所開設時より働く人の権利問題に熱心に取り組んでおり、労働事件の多い事務所です。
- ◇爆音公害、消費者被害、交通事故被害、医療過誤、建築紛争、刑事、少年など多様な事件に取り組んでいます。顧問先は労働組合（「連合」傘下の労働組合中心）や中小企業です。
- ◇各弁護士の得意分野は様々ですが、共通のルールとして使用者側労働事件、暴力団側事件、業者側消費者事件の受任はしません。

所属団体・公的活動等（各弁護士により異なります）

- ◇日本労働弁護団、青年法律家協会、過労死問題対策弁護団、神奈川医療問題弁護団、ブラック企業被害対策弁護団、奨学金問題対策全国会議、反貧困ネットワーク神奈川など。
- ◇神奈川にとどまらず、日弁連（労働法制委員会・人権擁護委員会）、日本労働弁護団（会長・幹事長・事務局長など）の本部役員等でも活動。

事務所の著名事件

厚木基地爆音訴訟、国鉄労働組合の不当労働行為事件、アスベスト関連訴訟（多数）、日本マクドナルド店長残業代裁判、山田紡績事件、護衛艦「たちかぜ」いじめ自殺裁判、外国人研修生過労死事件、たかの友梨事件、あんしん財団事件、横河電機（SE・うつ病罹患）事件、新国立競技場新入社員過労自死事件、三菱電機新入社員いじめ自死事件、日本学生支援機構（奨学金保証人過払）事件など

ひとこと

プロ意識の高い職人肌の弁護士が集まっています。

事務所内で意思疎通を図る努力をしており、期の分け隔てのなく気軽に相談できる雰囲気があります。難しい事件は、弁護士全員で知恵を出し合いながら取組んでいます。

積極性のある方、入所直後から主体的に仕事に取り組みたいという方に、居心地の良い事務所です。ぜひ、当事務所のホームページ（所員自作）をのぞいてみてください。

事務所説明会＆学習会のおしらせ

12/6(土) 17:00 12/20(土) 17:00
2026/1/17(土) 17:00 2/13(金) 18:30 *Webあり

学習会の内容

○教員の労働問題 ○厚木基地騒音公害訴訟
等 * 詳細・申し込みは事務所ウェブサイトへ

事務所サイト <https://kanasou-law.com/>

お問合せ先：青柳 拓真（73期）
t-aoyagi@kanasou-law.com
〒231-0005 横浜市中区本町3-30-7
タイムクロス横浜4階
TEL 045-222-4401 FAX 045-222-4405

静岡法律事務所

1 事務所の紹介

(1) 静岡県内最大の法律事務所

静岡法律事務所は、弁護士 16 名による共同法律事務所であり、県内最大の法律事務所として様々な場面で活躍しています。また、静岡県三島市に支所（弁護士 1 名）を出しています。

(2) 長年にわたって地元のリーガルサービスに貢献

当法律事務所は、1985（昭和 60）年 6 月に設立された共同法律事務所で、以来 40 年以上にわたり、主として市民の皆様、中小企業の皆様の力になりたいと、法律相談や事件受任などを通して様々な法的サービスを提供してきました。

(3) 社会的に意義ある事件も手がける

また、当事務所の各弁護士は、普段は交通事故、不動産事件、債務整理、離婚、相続、成年後見、刑事事件、労働事件、生活保護申請などの市民事件を手がけながら、他方で、各弁護士の判断で、社会的に意義のある事件にも積極的に取り組んできました。島田死刑再審無罪事件、薬害スモン訴訟、オウム真理教に対する被害住民の訴訟、ハンセン病訴訟、集団の労働訴訟、原爆症認定訴訟、C型肝炎訴訟、原発差止訴訟、年金訴訟、リニア新幹線静岡工事差止訴訟等です。

(4) 公益的活動

さらに、当事務所の弁護士は、弁護士会における様々な諸活動ほか公益的活動に積極的に取り組んでいます。所属弁護士の多くは、弁護士会の委員会などの中心メンバーとして活躍しています。

(5) その他

地域に根ざし、市民に開かれた法律事務所です。民事・刑事ほとんどの事件を扱います。

各弁護士とも独立採算の経費共同事務所ですが、入所後 1 年間は最低保障制度（月額 35 万円）があり、入所祝金や弁護士登録費用無利子貸与制度などもあり、若手を優遇する制度となっています。会費負担は本人です。

2 事務所構成

弁護士 16 名（男性 15 名、女性 1 名）

（29 期、42 期、49 期、54 期、新 61 期、新 62 期 2 名、新 65 期、72 期、73 期、74 期、75 期 2 名、76 期 2 名、77 期）。

上下の別のあるアットホームな事務所です。

3 採用予定人数ほか

(1) 1名～2名

（2）素朴な正義感を持っている方、静岡の地に根をおろしても良いと思っている方、又は少なくとも 5 年以上は事務所に留まる方です。

（3）自由法曹団に入団することが入所の条件です。

4 新人教育の体制

最初の 3 カ月はローテーションで先輩弁護士について仕事をし、共同受任をして収入を分けています。仕事のやり方を見て学ぶことが出来ますし、分からぬことがあっても質問すれば丁寧に教えてくれますので、安心です。また、1 年間は、担当弁護士が何かと面倒を見る体制になっています。

5 事務所からのメッセージ

是非一度、事務所を覗いてみて下さい。

また、2022 年 4 月に開設した弁護士法人静岡法律事務所三島オフィスもあります。

是非ご連絡ください。

6 連絡先

〒420-0867 静岡市葵区馬場町 4 3-1 静岡法律事務所

電話 054-254-3205

F A X 054-253-5009

U R L <http://shizu-law.jp/>

担当 弁護士 大石光輝

名古屋第一法律事務所！

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2丁目18番22号 三博ビル5階
(地下鉄桜通線丸の内駅の真上。エレベーターを出て右隣)

電話<052>211-2236番(代) FAX<052>211-2237番

担当者メール kanemura@daiichi-law.gr.jp

担当者 兼村知孝（68期）

構成弁護士32名（21期、29期、34期2名、37期、38期、39期、44期、47期、51期、52期、55期3名、59期2名、60期、65期、66期、67期2名、68期、69期2名、70期、71期2名、73期、75期2名、77期2名（男24名+女8名）
事務局27名 事務職員研修の講師もするほどのベテラン揃いで頼りがいがあり何でも教えてもらいます。

採用予定人数 若干名（年齢学歴性別出身地不問）

「人に寄り添える感性があり、事務所の目的と理念に共感しその実現に努力しつつ、弁護士として主体的に行動できる人」
を求めます。

採用条件 勤務時間、休日は各人の判断による（他人に全く管理されない、安い平日に温泉に行けます）
収入は歩合制（一定割合を事務所に出す。ノルマなし。頑張ればその分自分の収入になります。個人顧問も自由）
新人には2年間最低所得を保証、弁護士会費3年間援助
活動費（弁護士会、法律家団体関係）も支給（要は全国各地の集会などの旅費が出るということ）。

特色

- * 1968年創立、平和と人権を尊重する事務所です
- * 中部圏最大規模の法律事務所事務所－ 色んな事件がたくさんくるから色々やれます。
- * 各分野のエキスパートがいっぱい－ 入ってからもやりたいことが探せ、力ができます。
- * 頼りになる先輩弁護士が大勢－ わからないことは何でも聞けるから悩まず即一発解決。
- * 権力や社会的強者に対しても果敢に挑む－ 一般市民、生活弱者の立場
- * 交通超至便－ 桜通線「丸の内」エレベーター扉より徒歩5秒。疲れません。通勤時間を余暇に（仕事に？）

所属弁護士が担当している主な事件

離婚・相続・交通事故等の一般民事・一般家事はもちろん、消費者問題・子どもの人権・DV・後見・高齢者・障害者・労働・過労死・建築紛争・行政・刑事・少年・外国人・オンブズマン・生活保護支援・債務整理・犯罪被害者支援・知財・中小企業法務など、各弁護士がそれぞれに専門分野を開拓しています。原発訴訟、名張事件、マイノリティの人権等、弁護団事件多数。

これも言っておきたい

- ①個室はないが広い机－ 弁護士室は情報交換しやすいようにほぼワンフロア。たくさんの綺麗な打合せ室。
- ②ボス弁なしの対等平等－ 意思決定は毎月の弁護士会議で。期の古さは関係なく皆遠慮なく発言。議長も持ち回り。
- ③幅のあるゆるやかな共同事務所－ いわゆる共同事務所の堅苦しさはなく、事件も必要に応じて共同受任。
- ④居心地よい－ 温かみのある事務所。落ち込んだ時も誰かが（失敗談などで笑わせて）元気付けてくれる。
- ⑤あなたが主役－ 若手がどれだけ頑張るかで事務所の運命は決まります。あなたの力がそのまま發揮出来ます。

* ホームページも是非ご覧下さい。URL www.daiichi-law.gr.jp



名古屋 E&J 法律事務所

当事務所は1名から2名、弁護士（2025年合格者、修習生を含む）を募集しています。事務所説明会を行います。事務所訪問は随時受け付けています。面接は書類審査（履歴書、志望動機を1000字以内程度にまとめた書面、司法試験及び法科大学院の成績証明書）の上、随時実施しています。

※ 問合せ先 ej-mail@green-justice.com 電話 052-684-9191

【事務所情報】

名古屋、豊橋に拠点を持つ法律事務所です。EはEnvironment（環境）、JはJustice（正義）を意味します。法の正義よって社会に貢献したい、事務所の名前にはそんな気持ちが込められています。所在、弁護士の構成などはウェブサイトをご覧ください。



【事務所運営のポリシー】

当事務所は個人の多様性を大切にしています。

それぞれが責任をもって事務所に関わり、仕事を通じて自らの能力や人生に対する考え方を発展させています。個性と個性が相互に影響しあい、一人では得られない新しいものを見つけ出します。

当事務所は環境問題に対する取り組みを大切にしています。

自然保護、循環型社会形成、地球温暖化問題、農業問題と弁護士の関心に応じて取組みを進め、事務所全体でその取り組みを応援しています。環境問題に限らず、刑事、少年、消費者、ジェンダーなど社会問題に対する取り組みも応援します。

事務所では所員一人一人の経済的満足も目標に据えています。

市民、企業に質の高いリーガルサービスを提供することで、安定的な事務所経営の実現をめざしています。物心両面において個人が発展するという考え方です。

新人教育プログラムがあります。

新人は1年目で様々な経験を積むことを重視しています。新人を支えるメンター担当を設けています。

【事務所が求める人材】

当事務所は環境問題に取り組んでいる事務所ですが、司法試験での環境法選択は必ずしも重要な要素ではありません。環境問題以外にも社会問題に关心がある多様な人材を求めていました。好奇心があり、前向きに努力する方を求めていました。

弁護士法人金沢合同法律事務所



〒920-0931 石川県金沢市兼六元町9番40号

TEL:076(221)4111/FAX076(221)4994

【事務所HP】

<https://kanazawagoudoulaw.com/>

採用ページは
こちらから！



【採用担当・問合せ先】

徳田 隆裕 (63期)

tokuda@kanazawagoudoulaw.com

【構成】 弁護士 6名 (20期、43期、52期、57期、58期、63期) (男性3名、女性3名)

事務局 6名

【事務所の特色】 当事務所の前身は1947年に創設され、金沢の地で70年以上の歴史を有する法律事務所です。

弁護士は、ベテランから中堅、若手まで幅広く、男女の構成比もバランスよく、在籍しています。

事件処理に悩んだ時には、気軽に先輩弁護士に相談できる風通しのよい職場環境です。

【採用条件】 入所3年目まで給料制（月額33万円、夏季賞与2ヶ月、冬季賞与2ヶ月を保障）、入所4年目からは共同経営となります。

弁護士会費、所属団体会費、その他研修費用は事務所負担。社会保険あり。中退共の退職金制度あり。

【指導体制】 原則として、事件を先輩弁護士と共同受任し、先輩弁護士が事件処理を指導。

【所属弁護士が活動する主な弁護団事件】

B型肝炎訴訟弁護団、小松基地爆音訴訟弁護団、志賀原発訴訟弁護団、年金減額処分取消訴訟弁護団、生活保護基準引下処分取消訴訟弁護団、レセプト債訴訟弁護団など。

【事務所からのメッセージ】

人権問題に熱心に取り組んでいただける方、将来にわたって一緒に事務所を作っていく意欲のある方、明るくて素直な方を求めていきます。石川県で人権問題に取り組む弁護士として活躍したい方はぜひご連絡ください。



1961年創立 くらしと権利を『第一』に 京都最大級の法律事務所

京都第一法律事務所



事務所ホームページ

残業代専用ホームページ

構成	弁護士 19名 23期～77期（男性13名、女性6名）
採用条件	入所後約3年間はアソシエイト。弁護団活動、弁護士会委員会活動は自由。指導担当弁護士をメインに、所内のパートナー弁護士との共同受任にてOJT（新人弁護士の持ち事件については定期的に報告・相談の機会を設けています）。原則として4年目からパートナー（場合によりアソシエイト継続）。勤務時間や休日は各自判断（業務班会・事務所会議各月1回）。その他、詳細については委細面談。
事務所開所時間	月～金 9時～18時、夜間相談時20時まで（夜間相談 週2回担当制） 土曜日 9時～12時30分まで（第2、4土曜日閉所。土曜相談は担当制）
所属弁護士の主な事件・活動	民事事件や家事事件・刑事事件はもちろん、労働・労災（過労死、過労自死）事件や行政事件（公害・環境事件、京都の景観・まちづくり問題など）、その他、医療・介護過誤、高齢者・障害者・未成年者の権利擁護、消費者被害救済、オンブズマン訴訟、建築紛争にも積極的に取り組み、大きな成果を上げています（詳しくは、HPの活動紹介をご覧ください）。 労働分野では、残業代ソフト「給与第一」を作成、公開しており、年間ダウンロード数は、1万件にのぼります。全国の裁判所で使用されている残業代計算ソフト「きょうとそふと」の開発協力もしました。 現在も、原発差止・賠償訴訟、建設アスベスト訴訟、消費者事件、憲法25条（年金・生活保護）関連訴訟、旧優生保護法被害救済弁護団、ブラック企業被害対策弁護団、過労死弁護団、景観・まちづくり関連訴訟などに、各弁護士がそれぞれの興味関心に従って、積極的に関わっています。
事務所の特色 & 希望する弁護士	自由法曹団や青年法律家協会での活動を重視しているほか、弁護士会の委員会活動にも活発に参加しており、日弁連や京都弁護士会の弁護士会長、副会長も多数輩出しています。 オープンスペースで、誰にでも気軽に相談・質問できる環境が整っています。若手で事件検討会も不定期開催。ベテラン弁護士も気さくな弁護士ばかりで、人間関係に悩むことはないと思います。書籍、判例検索等も充実。 依頼に誠実に取り組むとともに、憲法の価値を守り、社会をより良くするための様々な運動や訴訟等に長く積極的に参加してくれる方の参画を希望します。
採用の流れ	①事務所訪問→②履歴書の提出→③若手弁護士による面接→④ベテラン弁護士との顔合わせを経て採用内定となります。ご希望があれば、プレ研修（数日、事務所で研修）もできます。
お申し込み	○随時、下記担当者宛メールにてお申し込みください。 後日、担当者からご連絡差し上げます。

〒604-0857 京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町280番地

ヤサカ烏丸御所南ビル4階

TEL 075-211-4411 · FAX 075-255-2507

URL : <http://www.daiichi.gr.jp/>

連絡担当者： 森田浩輔（70期） morita@daiichi.gr.jp
鎌田紗和子（77期） kamada@daiichi.gr.jp

1名以上
採用予定

79期司法修習生のための 法律事務所ガイドブック 2025

発行「79期司法修習生のための
法律事務所ガイドブック 2025」編集委員会

4団体事務所ウェブサイトはこちら
<https://4dantai.jp/>



※編集委員会は、自由法曹団・日本労働弁護団・青年法律家協会弁学合同
部会・日本民主法律家協会の4つの法律家団体で構成されています。

※本ガイドブックに関するお問い合わせは、下記にお願いします。

弁護士 今泉義竜（東京法律事務所 TEL 03-3355-0611）